

文京区児童福祉審議会条例

令和六年十二月文京区条例第四十一号

(設置)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第八条第三項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。)第二十五条の規定に基づき、区長の附属機関として、文京区児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第二条 審議会は、次に掲げる事項について、調査審議等をするものとする

- (1) 法第八条第一項から第三項までに規定する事項
- (2) 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十九条に規定する事項
- (3) 認定こども園法第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項に規定する事項
- (4) 前三号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた事項

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内をもって組織する。

- 2 審議会の委員は、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができる者であって、かつ、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験者のうちから、区長が委嘱する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(臨時委員)

第五条 区長は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、第三条に規定する委員のほか、審議会に臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、前項に規定する特別の事項に関し公正な判断をすることができる者であって、かつ、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験者のうちから、区長が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議期間とする。

(委員長及び副委員長)

第六条 審議会に委員長及び副委員長各一人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

- 3 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第七条 審議会は、委員長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 第五条第一項に規定する特別の事項について会議を開き、議事を決する場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「委員の過半数」とあるのは「委員及び臨時委員の過半数」とする。

(部会)

第八条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第九条 審議会は、その所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者に対して、出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第十条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
(文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

- 2 文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成二十六年九月文京区条例第二十四号)の一部を次のように改正する。
第四条第三項中「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」を「文京区児童福祉審議会条例(令和六年十二月文京区条例第四十一号)第一条に規定する文京区児童福祉審議会」に改める。

(文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

3 文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成二十六年九月文京区条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」を「文京区児童福祉審議会条例（令和六年十二月文京区条例第四十一号）第一条に規定する文京区児童福祉審議会」に改める。